

入札公告（個別事項）

岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 建築工事に関する一般競争入札公告

岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 建築工事について、一般競争入札を行うので、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第5条の規定により公告します。

入札公告は、「入札公告共通事項」及び本書より成るものとしします。

令和3年4月30日

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院
理事長 近藤 泰三

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 多病新中第1-1号
- 工事名 岐阜県立多治見病院 新中央診療棟 建築工事
- (2) 工事場所 多治見市前畑町5丁目161番地
- (3) 工事概要 鉄骨造 免震構造 地上5階 塔屋2階
延べ床面積 23,890㎡
- (4) 工期 約28か月間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 低入札価格調査制度 無
(失格判断基準 無) (特別重点調査対象価格 無)
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (8) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型②）の工事です。

2 入札参加資格

本工事は、2者から4者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加としますが、下記（1）の資格を満たす場合は、単体での参加も認めます。

（1）単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定（建築工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・客観点数	
特定建設工事業・客観点数1300点以上	
施工実績に関する条件	平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして完成引き渡しの済んだ、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）のものに限る。） 構造が免震構造であって、延べ床面積が20,000㎡以上かつ一般病床数が200床以上の病院の建物（新築、増築、改築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事を施工した実績（当該実績が国及び地方公共団体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）
配置技術者に関する条件	本工事に従事する監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和3年9月1日）には専任で配置できる者であること。 ア 一級建築士又は1級施工管理技士若しくは、それと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成18年度以降申請期限日までに元請けとして完成引き渡しの済んだ、延べ床面積が20,000㎡以上の病院の建物（新築、改築、増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事において、監理技術者、現場代理人又は主任技術者*として従事した実績（当該実績が国及び地方公共団体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理技術者、現場代理人、又は主任技術者*として従事した実績は、代表構成員のものに限る。） *建設業法に規定する主任技術者であるか否かは問わず、主任技術者としての実績による場合は、2件の実績を有することをもって条件を満たすものとする。

設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 ・株式会社 共同建築設計事務所 ・株式会社 熊谷設計
その他の条件	「入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。 なお、本表の「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・客観点数」に示す要件及び入札公告共通事項の1（2）の要件を満たしていない場合であっても、入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、開札の時にすべての要件を満たしていることを条件として、入札参加を認めることとする。ただし、本表の「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・客観点数」に示す要件及び入札公告共通事項の1（2）の要件に係る申請は、令和3年5月28日（金）までに、競争入札に参加する者に必要な資格に関する件（平成31年3月26日岐阜日公示）に示す方法により、当該者が審査申請書等を岐阜県に提出したときに限り、本工事への入札参加を受け付ける。

(2) 共同企業体にて入札に参加する場合、結成は自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	特定（建築工事業）（すべての構成員）
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・客観点数	建築工事業・客観点数（代表構成員1300点以上、代表構成員以外の構成員のうち1者は950点以上、その他の構成員は790点以上）
構成員の各々の出資比率	構成員が2者の場合は40%以上、3者の場合は30%以上、4者の場合は20%以上であること。
施工実績に関する条件	<p><代表構成員> 平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして完成引き渡しの済んだ、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） 構造が免震構造であって、延べ床面積が10,000㎡以上かつ一般病床数が200床以上の病院の建物（新築、増築、改築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事を施工した実績（当該実績が国及び地方公共団体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）</p>
配置技術者に関する条件	<p><代表構成員> 本工事に従事する監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和3年9月1日）には専任で配置できる者であること。 ア 一級建築士又は一級施工管理技士若しくは、それと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成18年度以降申請期限日までに元請けとして完成引き渡しの済んだ、延べ床面積が10,000㎡以上の病院の建物（新築、改築、増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事において、監理技術者、現場代理人又は主任技術者*として従事した実績（当該実績が国及び地方公共団体の発注工事、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上国とみなす規定にある団体が発注した工事並びに地方公共団体が設立する地方独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）に係る実績である場合にあっては工事成績評定点が65点未満であるものを除く。）を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理技術者、現場代理人又は主任技術者*として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） *建設業法に規定する主任技術者であるか否かは問わず、主任技術者としての実績による場合は、2件の実績を有することをもって条件を満たすものとする。</p> <p><その他構成員> 本工事に従事する主任技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和3年9月1日）には専任で配置できる者であること。 ・ 一級建築士又は一級施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。</p>
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 ・株式会社 共同建築設計事務所 ・株式会社 熊谷設計

その他の条件	<p>「入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。</p> <p>なお、本表の「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿掲載業種・客観点数」に示す要件及び入札公告共通事項の1（2）の要件を満たしていない場合であっても、入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、開札の時にすべての要件を満たしていることを条件として、入札参加を認めることとする。ただし、本表の「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿掲載業種・客観点数」に示す要件及び入札公告共通事項の1（2）の要件に係る申請は、令和3年5月28日（金）までに、競争入札に参加する者に必要な資格に関する件（平成31年3月26日岐阜日公示）に示す方法により、当該者が審査申請書等を岐阜県に提出したときに限り、本工事への入札参加を受け付ける。</p>
--------	--

3 担当

区分	担当	電話番号・メールアドレス	住所
入札担当課	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院 事務局 新棟建設室	0572-22-5311(内線 2211) info (at) tajimi-hospital.jp ※ (at) は @ に置き換えて 下さい	〒507-8522 岐阜県多治見市 前畑町 5-161
工事担当課			
契約担当課			
申請受付担当課			

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
入札説明書等の配布	令和3年4月30日(金) 午前9時から 令和3年5月28日(金) 午後4時まで	病院ウェブサイトによる
設計図書の配布受付	令和3年5月6日(木) 午前9時から 令和3年5月28日(金) 午後4時まで	工事担当課に提出
入札の手続き全般に関する質問書の受付	令和3年5月7日(金) 午前9時から 令和3年5月14日(金) 午後4時まで	入札担当課へメールにて提出
設計図面及び仕様書等に関する質問書の受付	令和3年5月7日(金) 午前9時から 令和3年6月4日(金) 午後4時まで	入札担当課へメールにて提出
入札の手続き全般に関する回答書の閲覧	令和3年5月21日(金) 午前9時から 令和3年7月28日(水) 午後4時まで	病院ウェブサイトによる
申請書の提出	令和3年5月21日(金) 午前9時から 令和3年5月28日(金) 午後4時まで	申請受付担当課に提出
入札参加通知書の交付	令和3年6月8日(火) 午前9時から 令和3年6月10日(木) 午後4時まで	メールにて通知
設計図面及び仕様書等に関する回答書の閲覧	令和3年6月22日(火) 午前9時から 令和3年7月28日(水) 午後4時まで	病院ウェブサイトによる
技術所見書の提出受付	令和3年6月23日(水) 午前9時から 令和3年7月19日(月) 午後4時まで	入札担当課に提出
郵送による入札書等の提出受付	令和3年7月26日(月) 午前9時から 令和3年7月28日(水) 午後4時まで	入札担当課宛に郵送
開札	令和3年7月29日(木) 午前10時から	岐阜県立多治見病院 西病棟2階大会議室 ※会議室の場所は、病院ウェブサイト内のフロア案内ページにて確認すること
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和3年8月2日(月) 午前9時から 令和3年8月3日(火) 午後4時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない)	入札担当課に提出
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内(法人の休日を含まない。)	工事担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(法人の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日 (令和3年8月6日(金) ごろを予定)	病院ウェブサイトによる
契約	落札決定した日から一週間以内	契約担当課まで持参

※提出方法に指定がない場合は、持参又は郵送により提出してください。

注) 提出書類については、「入札公告共通事項」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

②技術資料で示された実績等により最大16.5点の加算点を与えます。

③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示しますが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。

(ア) 施工能力に関する事項

(イ) 企業能力に関する事項

(ウ) 技術者の能力に関する事項

(3) 技術資料に関するヒアリングは、必要が生じた場合に行うものとします。

(4) 技術資料に対する評価は、新中央診療棟建設工事総合評価委員会にて決定します。

6 その他

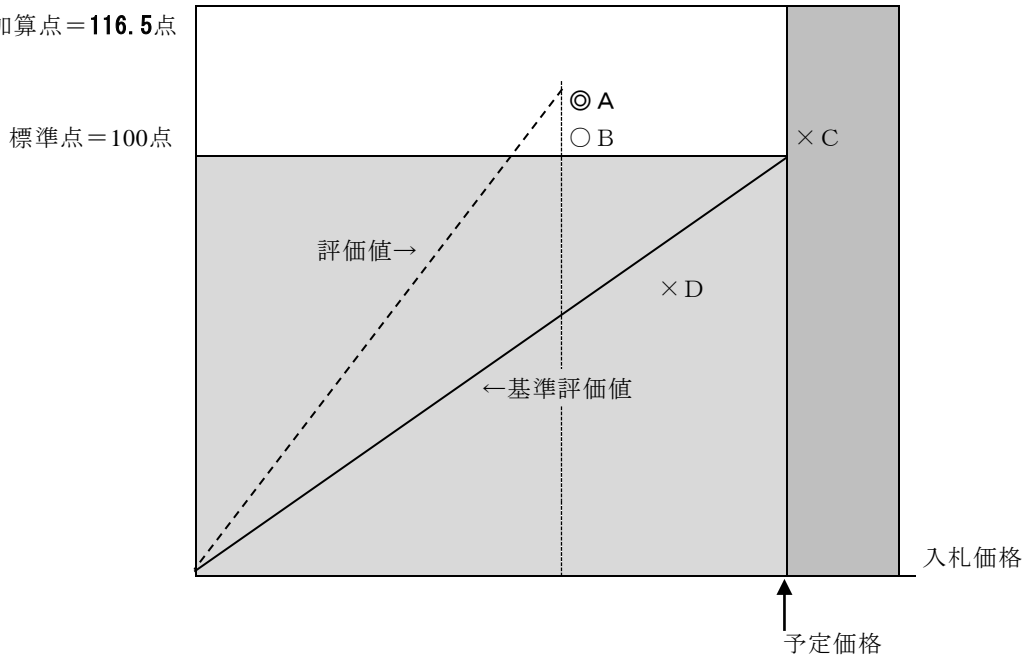
(1) この調達には、政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

別添 総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。

標準点+加算点=116.5点



A：落札者◎

B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○

C：非落札者（予定価格を超過）×

D：非落札者（基準評価値を下回る）×

②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

a. 入札価格 ≤ 予定価格

b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）

c. 評価値 ≥ 基準評価値（a及びbを満たせば自動的にcは満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

①評価項目：（ア）施工能力に関する事項

（イ）企業能力に関する事項

（ウ）配置予定技術者の能力に関する事項

②評価指標：（ア）安全対策、環境配慮、技術所見により評価

・岐阜県東濃可児地域の基幹病院における建設工事としての各種対策について

（イ）工事成績評定点、同種工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴により評価

（ウ）同種工事施工実績、保有資格、継続教育により評価

3 標準点及び加算点

① 標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。

② 加算点：評価基準に応じて点数を付与する。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	簡易型②
施工能力	工程管理	
	安全対策	1.5
	品質管理	
	環境配慮	1.0
	技術所見	5.0
企業能力	工事成績評定点	1.0
	施工実績	2.0
	スタッフ数	1.5
	優良工事施工者表彰歴	1.0
技術者能力	施工実績	2.0
	保有資格	1.0
	継続教育	0.5
	計	16.5

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1.5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	▲1.5
品質管理			
環境配慮	I S O 認定取得の状況	ISO9000S並びに14001取得済	1
		ISO9000S又は14001取得済	0.5
		取得なし	0
技術所見	岐阜県東濃可児地域の基幹病院における建設工事としての各種対策について	「5 技術所見」のとおり	5

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近15か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点（岐阜県及び岐阜県内市町村発注の建築工事のみ対象） ※共同企業体として参加する場合は全構成員を評価対象とし、各構成員の評価点の中で最高点を共同企業体の評価点とする。	80点以上	1
		75点以上80点未満	0.5
		75点未満又は実績なし	0

同種工事施工実績	平成18年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事で、構造が免震構造であって、延べ床面積20,000㎡以上の病院の建物（新築、増築又は改築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事を施工した実績 ※発注者は問わない ※共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員のものに限る	施工実績 6件以上	2
		施工実績 1～5件	1
		施工実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数 【国家資格：一級建築士又は一級建築施工管理技士】	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	平成19年度以降の優良工事施工者表彰歴の有無（建築工事に限る） ※「岐阜県優良工事施工者表彰」の表彰の主旨と類似した主旨の表彰であれば、表彰の名称は問わない。 ※共同企業体として参加する場合は全構成員を評価対象とし、各構成員の評価点の中で最高点を共同企業体の評価点とする。	岐阜県の部長表彰歴あり	1
		国・岐阜県を除く都道府県・政令指定都市、岐阜県内市町村の表彰歴あり	0.5
		岐阜県の現地機関の長（公共建築住宅課長、公共建築課長を含む）による表彰歴あり	
		上記表彰歴なし	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種工事施工実績	平成18年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事で、構造が免震構造であって、延べ床面積20,000㎡以上の病院の建物（新築、増築又は改築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第10号に掲げる建築物に限る。）の建築工事の監理技術者若しくは現場代理人として従事した実績。 ※発注者は問わない ※共同企業体の構成員として監理技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、代表構成員のものに限る	施工実績 2件以上	2
		施工実績 1件	1
		施工実績なし	0
保有資格	監理技術者の保有する資格	1級建築施工管理技士かつ一級建築士	1
		1級建築施工管理技士又は一級建築士	0.5
		上記以外	0
継続教育（CPD）の取組状況	直近2か年度以内の建築関連の各団体が発行するCPDの単位取得合計数 単位＝ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

5 技術所見

- (1) 他機関及び他工事（新中央診療棟関連工事（電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、エレベーター設備工事）は除く）との調整が必要となる技術所見は原則認めない。
- (2) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとする。なお、下記①から④までに示すような 提案内容については、評価しない。
 - ① 提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
(例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)
 - ② 提案の実行の有無が確認できないもの
(例：実行したことを、写真等で確認できないもの)
 - ③ 提案内容に明確な効果が認められないもの
 - ④ 提案の実行に確実性がないもの
(例：「監督員との協議により施工する」)
(例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない)
- (3) 施工上配慮すべき事項について、提案項目は、下記の①から⑤までの5項目とする。
 - ① 運営中の既存棟利用者及び病院職員に関する環境(騒音・振動・粉塵)対策について
 - ② 工程遅延の防止対策について（新型コロナウイルス感染症流行への対応、働き方改革への対応、病院からの追加要望への対応等）
 - ③ 工事中における工事費増減のコントロール方法について
 - ④ 新中央診療棟関連工事（電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、エレベーター設備工事）業者との総合的な調整について(共通仮設、工程、搬出入等)
 - ⑤ □□□□について（自由設定）
 - ・ 1つの提案項目に対する提案数の制限はなしとする。
 - ・ 各提案について、次のとおり評価する。
 - ◎：1点：記述が具体的で現場状況にも即しており、優れた効果がある。
 - ：0.5点：記述が具体的で現場状況にも即しており、ある程度効果がある。
 - △：0点：記述が具体的でなく、現場状況に即しておらず、効果が小さい。
 - ×：0点：施工を認めない（不適當な提案である等により採用しない）。
 - ・ 提案数の制限はないが、各提案に対し、上記のとおり評価した結果、1つの提案項目に係る提案の評価点の合計が1点を超えた場合でも、1つの提案項目に対する配点は上限1点とする。提案項目は5項目であるため、技術所見に対する配点は上限5点とする。

6 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
ただし、「総合評価落札方式に係る技術審査基準」の技術所見については、技術審査基準における「提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。」及び「提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。」との留意事項は適用せず、「5 技術所見」に示すとおりとする。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

② 評価値及び落札者の決定

本工事の総合評価落札方式は以下（ア）から（ウ）までの方法により落札者を決定する方式とする。

（ア）入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

（イ）技術資料で示された実績等により、最大16.5点の加算点を与える。

（ウ）得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法である。

（入札参加者が7者、16.5点満点の例）

入札者	標準点 ①	加算点②				点数合計 ①+②=③	入札金額 ④	評価値 (③/④) ×1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工能力	企業能力	技術者能力	計				
A	100.00	7.50	3.00	1.50	12.00	112.00	75,600,000	1.48148	1 (落札)
B	100.00	6.00	4.00	3.00	13.00	113.00	82,600,000	1.36803	4
C	100.00	3.50	4.50	1.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	6
D	100.00	2.50	3.50	2.50	8.50	108.50	73,550,000	1.47517	3
E	100.00	6.50	2.50	2.00	11.00	111.00	84,200,000	1.31828	7
F	100.00	3.00	5.00	1.50	9.50	109.50	80,146,000	1.36626	5
G	100.00	5.50	5.50	3.50	14.50	114.50	77,400,000	1.47933	2

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

7 実施上の留意事項

① 責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止を行うことがある。